

子どもをめぐる現状と自治体の役割

野村武司（東京経済大学）

1. 子どもをめぐる現状（立法事実）

2. こども基本法の制定

- こども基本法（2022年6月15日成立、2023年4月1日施行）

「・・・児童の権利に関する条約の精神にのっとり、・・・全てのこどもが、・・・ひとしく健やかに成長することができ、・・・その権利の擁護が図られ、・・・幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、・・・こども施策に関し、基本理念を定め、・・・こども施策を総合的に推進することを目的とする。」

☞ こどもまんなか社会

「こどもまんなか社会とは、常に子供の最善の利益を第一に考えて、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられる社会のことです。子供が保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく主体、言い換えれば、権利の主体であることを社会全体で認識すること、そして、保護すべきところは保護しつつ、子供の意見を年齢、発達段階に応じて尊重し、そして、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする、そんな社会であると考えています。」（第208回国会衆議院内閣委員会会議録（2022年4月22日）・野田聖子国務大臣答弁。）

- 国連・子どもの権利委員会からの勧告

「児童の権利に関する包括的な法律を採択し、また既存の法令を本条約の原則及び規定と完全に調和させるための措置をとるよう、強く勧告」されてきた。

☞ 子どもの権利条約

1989年11月20日国連総会で採択、1994年日本批准（158番日）、196カ国が参加（国連加盟国192カ国）。子どもがどこに生まれようとも、一人の人間として必要な権利を享受することができる。そして、その権利の保障を約束し、締約国に義務づけたもの。子どもの権利について定められており、中でも、①「生命、生存、発達」（§6）、②「子どもの最善の利益」（§3）、③「子どもの意見の尊重」（§12）、④「差別の禁止」（§2）は条約の一般原則に当たるとされている。

☞ 国連・子どもの権利委員会

子どもの権利条約に基づき選挙で選ばれた各国18名の独立した専門家で構成されている委員会で、締約国は5年ごとに同委員会の審査を受ける。また、審査以外に条約の解釈等について一般的意見等を公表している。

3. こども基本法で定められていること

- こども施策の基本理念（§3）
 - 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
 - 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
 - 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
 - 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
 - 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
 - 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

- こども施策の実施（§4、5、9、10）

国及び自治体は、こども施策を、基本理念にのっとり、国が定めるこども大綱、自治体が定める自治体こども計画（都道府県計画、区市町村計画）に基づいて、総合的に策定し、実施する責務を有している。

- こども施策における子どもの意見の反映（§11）

国及び自治体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子ども等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4. こども基本法下の自治体の役割

- 子どもの権利を守り、促進するために、こども施策を総合的に実施すること。
 - ✓ こども施策の根拠は法律にあるが、具体的な実施権限は区市町村。
 - ✓ 省庁縦割りに応じた行政組織を、こども施策を総合的に実施するための組織にすること。

- ✓ 法律縦割りの子ども施策を、子どもに総合的に届くように実施すること。法律縦割りに行政改革を統合し、そのための総合的な計画を策定すること。
- 子どもの意見を反映させるための仕組みを整えること。
- こども施策が、子どもの声を反映したものとして、子どもに総合的に届いているかどうかを、評価・検証する仕組みを整えること。
- 子どもの権利及び条約を普及・啓発し、子どもの権利侵害を防止すると共に、子どもの権利の救済を図る仕組みを整えること。



- ◎ こうした仕組みについて法律は具体的に規定しておらず、地方自治的取組に委ねられていることから、条例でこうした仕組みを整える必要がある。

5. いろいろな自治体の取組み

- ✓ 2000年に制定された川崎市子どもの権利条例をはじめとして、現在、64自治体が制定している。
- ✓ 東京都内でいうと、目黒区、豊島区、小金井市、世田谷区、西東京市、江戸川区、中野区、武蔵野市。
- ✓ 東京都は、2021年3月26日、こども基本条例を制定している。(自公提案、全会一致)